

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 御中

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付

参事官(地域防災担当)付

委員所感・質問・意見に対する回答について

ご依頼のございました標記の件について、別添のとおり回答いたします。

(品田 剛委員からの意見)

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象を拡大する動きや、住民避難を円滑にするための避難路や屋内退避施設を整備する事は、立地地域にとって非常に重要だと考えます。スピード感を持ってしっかりと進めていただきたいです。

(対内閣府・原子力規制庁・資源エネルギー庁)

(回答)

1. 住民避難を円滑にするための避難路の整備については、地域住民の皆様の安全、安心の観点からも重要です。これまで、新潟県、経済産業省、国土交通省、内閣府(原子力防災担当)が参画する「原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備促進に向けた協議の枠組み」において、優先すべき整備箇所を確認し、内閣府(原子力防災担当)としても新潟県による調査を支援してまいりました。引き続き、必要な調査の支援など、関係省庁とも連携して取り組んでまいります。
2. また、屋内退避施設の整備については、これまでも放射線防護対策や備蓄物資の充実などの支援に取り組むとともに、原子力災害対策重点区域全域における放射線防護対策施設の整備を可能としました。引き続き、関係自治体の声をお伺いしながらしっかりと取り組んでまいります。
3. 加えて、8月の原子力関係閣僚会議において、内閣府(原子力防災担当)と文部科学省が連携し、原子力災害時に避難所となる学校体育館の気密化や空調の設置など、避難所環境の集中整備を進める方針を確認しました。
4. 内閣府(原子力防災担当)としては避難所となる学校体育館の放射線防護対策についての調査費を確保し、県とともに具体的な手法の検討と市町村の意向確認を進めています。引き続き、県、関係市町村の意向や実情を十分に踏まえて相談しながら、当面、5年で50箇所程度を目処に、関係機関と連携して、避難所となる学校体育館の屋内退避環境の集中整備を進めてまいります。
5. まずは、この集中整備を進めていき、その後の整備についても、県、関係市町村とよく相談しながら対応してまいります。

(品田 信子委員からの質問)

住民避難に関して

避難経路における輸送業者との契約はできているのか。できていたとして、日々輸送業者の運転人員状況等の把握にはどういう方法がとられているのか。

市外からきている、観光目的、里帰り出産の方々の把握など避難するにあたっての状況はどうなっているのか。地域の連携等が脆弱になっている今の状況下で一人もとり残すことなく避難をするためどのように対処しているのかお聞きしたい。

(対内閣府・新潟県・柏崎市・刈羽村)

(回答)

1. 新潟県と新潟県バス協会では、「原子力災害時における人員の輸送等に関する協定書」が結ばれており、県から協力要請があったときは、県バス協会は「特別の理由がない限り、協力するものとする」とされていると認識しています。
2. また、新潟県は、主要なバス事業者に直接確認をし、いずれの事業者からも、原子力災害により稼働がなくなった貸切バスを使用するなど、可能な限り協力する旨の回答があったものと承知しています。
3. 仮に県内の輸送手段では不足する場合、県は隣接県等の関係団体から輸送手段を調達することとしており、更に不測の事態においては、自衛隊等の実動組織が住民避難の支援を実施します。内閣府(原子力防災担当)としても、原子力災害に至った場合には事態の進展に応じて、実動組織や関係省庁との調整など、必要な支援を行ってまいります。
4. また、観光客等の一時滞在者の方々の避難については、新潟県及び関係市町村から、警戒事態等の段階で帰宅等と呼びかけます。避難等が必要になった場合は国の原子力災害対策本部等から新潟県及び関係市町村を通じて迅速に情報を提供します。避難に際しても、移動手段が確保できない場合には、新潟県や関係市町村が確保した車両による避難を可能としております。

(白井 広一委員からの質問)

避難道路の整備について

2023 年(令和 5 年)7 月に県知事、柏崎市長、刈羽村長が内閣府に避難道路の整備について要望されております。8 号バイパスの早期開通、スマートインターの設置、米山インターのなど 5 項目ほど要望されております。2024 年(令和 6 年)6 月内閣府から国の予算で整備を進めるとの回答があったとの報道がありました。その後追加要望で 6 方向に避難する経路の確保に関する要望がありました。私は PAZ 圏内の住民が安全に避難できる道路の整備を最優先に考えて進めるべきと考えております。8 号 BP の早期開通、北陸道のスマートインター設置などが優先整備する必要があると考えますが国の整備方針を伺います。また、現時点での工程表があればお示しいただきたい。

(対内閣府・資源エネルギー庁)

(回答)

1. 避難道路の整備については、新潟県、経済産業省、国土交通省、内閣府(原子力防災担当)が参画する「原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備促進に向けた協議の枠組み」において、国道 8 号バイパスやスマートインター等の優先すべき整備箇所を確認し、内閣府(原子力防災担当)としても、新潟県による調査を支援してまいりました。引き続き、必要な調査の支援など、関係省庁とも連携して取り組んでまいります。
2. 引き続き、本「協議の枠組み」を通じて、原子力災害時における避難の円滑化に資する避難路整備に向けて、関係省庁と連携しながら取り組んでまいります。

(竹内 英子委員からの質問)

屋内退避の運用について

今年春示された屋内退避の運用に関する検討チームの報告書によれば、放射性物質放出後も UPZ においては「継続が必要と考えられる、住民の生活の維持に必要な活動」をする民間事業者は、通常通り勤務しながら屋内退避をするという状態になります。UPZ であっても放射線への感受性が高い妊婦と乳幼児とその保護者は先行して避難させるべきなのではないでしょうか。また、即時避難する PAZ と異なり屋内退避が原則の UPZ では妊婦と乳幼児のための核防護施設を作るべきではないでしょうか。

- ①屋内退避運用において妊婦と乳幼児の被ばくをどのように考えているのか教えてください。
- ②放射性物質放出後の屋内退避が長引いた場合、安定ヨウ素剤は複数回服用することになるのでしょうか。

(対内閣府・原子力規制庁)

(回答)

1. 妊婦や乳幼児の方々における屋内退避の運用や、安定ヨウ素剤の服用については、原子力規制庁からの説明のとおりとなります。

— 以上 —